

平成29年第1回

中津川市議会（定例会）議案

平成29年2月27日

平成29年第1回中津川市議会（定例会）議案目次

議第18号	中津川市職員定数条例の一部改正について・・・・・・・・・・	1
議第19号	中津川市職員の育児休業等に関する条例及び中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	3
議第20号	中津川市税条例等の一部改正について・・・・・・・・・・	8
議第21号	中津川市保育士等修学支援金貸付条例の制定について・・・・・・・・	17
議第22号	中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について・・・・	22
議第23号	中津川市医療職員修学資金貸付条例の制定について・・・・・・・・	26
議第24号	中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について・・・・・・・・	32
議第25号	中津川市中小企業・小規模企業振興条例の制定について・・・・・・・・	37
議第26号	中津川市キャンプ場等の設置等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	43
議第27号	中津川市公園の設置等に関する条例の一部改正について・・・・・・	45
議第28号	中津川市簡易水道事業を中津川市水道事業に統合するための関係条例の整理について・・・・・・・・	47
議第29号	中津川市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて・・・・・・・・	50
議第30号	中津川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・・・・・・・	51
議第31号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・	52
議第32号	財産の取得について・・・・・・・・・・	53

議第 3 3 号	工事の委託に関する協定の変更について	5 4
議第 3 4 号	市道路線の認定について	5 5
議第 3 5 号	市道路線の認定について	5 7
議第 3 6 号	市道路線の認定について	5 9
議第 3 7 号	市道路線の認定について	6 1
議第 3 8 号	市道路線の認定について	6 3
議第 3 9 号	市道路線の変更について	6 5
議第 4 0 号	市道路線の変更について	6 7
議第 4 1 号	市道路線の変更について	6 9
議第 4 2 号	市道路線の廃止について	7 1
議第 4 3 号	指定管理者の指定について	7 3

議第18号

中津川市職員定数条例の一部改正について
中津川市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月27日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

消防機関の職員の定数を改めるため、この条例を定めようとする。

中津川市職員定数条例の一部を改正する条例

中津川市職員定数条例（昭和29年中津川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の表消防機関の項中「115人」を「119人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議第19号

中津川市職員の育児休業等に関する条例及び中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

中津川市職員の育児休業等に関する条例及び中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月27日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市職員の育児休業等に関する条例及び中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(中津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 中津川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定に

よる措置が解除された場合

第12条第1号中「育児短時間勤務をしている職員が」を「育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、」に、「若しくは出産したことにより」を「又は出産したことにより、」に、「効力を失い、又は第15条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後」を「効力を失った後」に、「若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居」を「又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当」に改め、同条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第15条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第21条第1項中「部分休業」の次に「（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「勤務時間条例第14条」を「労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条」に、「を承認されている」を「又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

（中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年中津川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項各号列記以外の部分中「子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市の規則で定める者を含む。以下この条、次条第1項から第3項まで及び第16条において同じ。）」を加える。

第8条の3第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「とあるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの」を「とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」に改め、「介護」と、」の次に「第1項中」を加え、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市の規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、市の規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」を「第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第11条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第16条第1項中「職員が」の次に「要介護者（「を、「あるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「するため、」の次に「任命権者が、市の規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、中津川市職員の給与に関する条例第14条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第17条第2項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正前の中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条第2項の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この条において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、市の規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

議第20号

中津川市税条例等の一部改正について

中津川市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月27日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

地方税法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市税条例等の一部を改正する条例

(中津川市税条例の一部改正)

第1条 中津川市税条例(昭和26年中津川市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第28条の2第1項ただし書中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

附則第6条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第10条の2の次に次の見出し及び2条を加える。

(平成29年度以降の勧告遊休農地の価格の特例)

第10条の3 平成29年度以降の第2年度又は第3年度に係る賦課期日(平成29年度にあつては、当該年度に係る賦課期日以前)において、新たに勧告遊休農地(農地のうち農地法(昭和27年法律第229号)第36条第1項の規定による勧告があつたものをいう。以下この条及び次条において同じ。)となり、又は勧告遊休農地であつた土地が勧告遊休農地以外の農地となる事情がある土地に係る課税標準については、第40条の2第2項に掲げる事情があるものとみなして、法附則第17条の3に定めるところによる。

第10条の4 賦課期日に所在する勧告遊休農地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、附則第12条及び第25条の規定は、適用しない。

(中津川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 中津川市税条例等の一部を改正する条例(平成28年中津川市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(中津川市税条例の一部改正)」を付し、同条のうち、中津川市税条例第11条の3の改正規定を削り、同条例第12条の改正規定中「第48条」の次に「、第65条の7第1項」を加え、「を削り、同条第2号及び第3号の改正規定中「、第80条第1項」を「第65条の7第1項の申告書、第80条第1項」に改め」を削り、同条例第26条の5及び第64条の改正規定、同条例第64条の2を削る改正規定、同条例第65条の次に8条を加える改正規定、同条例第66条、第67条、第67条の3及び第69条から第73条までの改正規定並びに同条例

附則第14条の次に5条を加える改正規定を削り、同条例附則第15条の改正規定を次のように改める。

附則第15条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第66条第2号アの項中「第66条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第66条第2号アの項中「第66条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第66条第2号アの項中「第66条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第66条第2号アの項中「第66条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 中津川市税条例の一部を次のように改正する。

第11条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第12条各号列記以外の部分中「第48条」の次に「、第65条の7第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第80条第1項」を「第65条の7第1項の申告書、第80条第1項」に改める。

第26条の5中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第64条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第64条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第64条の2を削る。

第65条の次に次の8条を加える。

(軽自動車税のみなす課税)

第65条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を第64条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第65条の3 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供する救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第65条の4 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第65条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第65条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第65条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第65条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第65条の9 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第72条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第66条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額5,900円

第67条（見出しを含む。）及び第67条の3（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第69条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第64条第2項」を「第65条の2第1項」に、「売主は」を「売主は、」に改める。

第70条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第64条第2項」を「第65条の2第1項」に改める。

第71条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第72条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、同項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に、「又は」を「又は」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第71条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第73条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第64条の2」を「第65条の3」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第14条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第14条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第14条の3 市長は、当分の間、第65条の9の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第14条の4 第65条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第14条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第14条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第65条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第65条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第15条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第15条第2項から第4項までを削る。

附則第1条第1号中「の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第32条の2」を「、第32条の2」に、「第4項」を「第3項」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 第1条中中津川市税条例附則第15条の改正規定及び附則第3条の2の規定
平成29年4月1日

附則第1条に次の1号を加える。

(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中中津川市税条例等の一部を改正する条例（平成27年中津川市条例第26号）附則第5条第7項の表第12条第3号の項の改正規定（「第80条第1項」を「第65条の7第1項の申告書、第80条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日

附則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(市民税に関する経過措置)」を付し、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条の次に

次の1条を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の中津川市税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第26条の5の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則第4条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「附則第1条第2号」を「附則第1条第4号」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、第3条の次に次の見出し及び1条を加える。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条の2 新条例附則第15条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第1条中中津川市税条例第28条の2第1項ただし書の改正規定 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）の施行の日
- （2） 第1条中中津川市税条例附則第10条の2の次に見出し及び2条を加える改正規定 平成29年4月1日

議第21号

中津川市保育士等修学支援金貸付条例の制定について
中津川市保育士等修学支援金貸付条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月27日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

市内の保育士及び幼稚園教諭を確保するため、この条例を定めようとする。

中津川市保育士等修学支援金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、保育士等の養成施設等に在学する者で、将来本市内の保育所等において保育士等の業務に従事しようとするものに対し、保育士等修学支援金（以下「修学支援金」という。）を貸し付けることにより、これらの者の修学を支援し、もって有能な保育士等の育成に資すること及び市内における幼児教育を支える人材の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の4に規定する保育士並びに教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第1項に規定する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の同項に規定する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。
- (2) 養成施設等 法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設又は大学、短期大学等の幼稚園教諭養成課程であつて通信制によるものを除くものをいう。
- (3) 保育所等 規則に定める施設をいう。

(貸付対象者)

第3条 修学支援金の貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 現に養成施設等に在学しており、教育職員免許法第5条第1項の規定による幼稚園教諭免許状（以下「免許状」という。）を取得しようとし、かつ、法第18条の18第1項の規定による保育士の登録（以下「保育士登録」という。）をしようとする者
- (2) 養成施設等を卒業した後に、市内の保育所等において保育士等の業務に従事し、引き続き5年以上従事しようとする者

(貸付金額、貸付期間等)

第4条 修学支援金の貸付金額は、月額3万円とし、無利子とする。

2 修学支援金を貸し付ける期間は、市長が定める月から養成施設等の正規の修業期間が

終了する月までとし、24月を限度とする。

3 修学支援金の貸付けを受けることができる者の数は、毎年度予算の範囲内で市長が決定する。

(連帯保証人)

第5条 修学支援金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、成年者で独立の生計を営むものとし、申請者が未成年者であるときは、申請者の法定代理人でなければならない。

(貸付けの申請及び決定)

第6条 申請者は、規則の定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、必要な事項を審査した後、修学支援金の貸付けの可否を決定し、その旨を通知するものとする。

(貸付け決定の取消し等)

第7条 市長は、前条第2項により修学支援金の貸付けの決定を受けた者（以下「貸付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学支援金の貸付けの決定を取り消すものとする。

- (1) 退学し、又は停学の処分を受けたとき。
- (2) 修学支援金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 貸付決定者が休学したときは、休学した日の属する月の翌月の分から復学した日の属する月の分まで修学支援金の貸付けを停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた修学支援金があるときは、その修学支援金は、当該貸付決定者が復学した日の属する月の翌月以後の月の修学支援金として貸し付けられたものとみなす。

(修学支援金の返還)

第8条 修学支援金の貸付けを受けた者（以下「被貸付者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、規則の定めるところにより、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた月数（前条第2項の規定により修学支援金が貸し付けられなかった期間を除く。）に2を乗じて得た月数の期間内に修

学支援金を返還しなければならない。

- (1) 前条第1項の規定により修学支援金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- (2) 養成施設等を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年が経過した日までに、免許状を授与され、保育士登録をし、かつ、市内の保育所等において保育士等の業務に従事しないとき。
- (3) 市内の保育所等において保育士等の業務に従事した後、死亡し、又は市内の保育所等において保育士等の業務に従事しなくなったとき。

(返還の猶予)

第9条 市長は、被貸付者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間に限り、修学支援金の返還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第7条第1項第2号の規定により、修学支援金の貸付けの決定が取り消されたとき 引き続き保育士等の養成施設等に在学している期間
- (2) 市内の保育所等において、保育士等の業務に従事しているとき 当該業務に従事している期間

2 市長は、被貸付者が災害、病気、負傷等やむを得ない理由により修学支援金を返還することが困難であると認めるときは、その理由が継続する期間に限り、修学支援金の返還債務の履行を猶予することができる。

(返還債務の免除)

第10条 市長は、被貸付者が次の各号のいずれかに該当するとき、貸し付けた修学支援金の返還債務の全部を免除する。

- (1) 養成施設等を卒業した後、養成施設等を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年が経過した日までに免許状を授与され、保育士登録をし、市内の保育所等において保育士等の業務に従事し、かつ、引き続き保育士等の業務に従事した期間（災害、病気休暇、育児休業、介護休暇等により保育士等の業務に従事できなかった期間を除く。次項において同じ。）が5年に達したとき。
- (2) 前号に規定する期間中に、保育士等の業務上の理由により死亡したとき又は業務に起因する心身の故障のため保育士等の業務を継続することができなくなったとき。

2 市長は、被貸付者が養成施設等を卒業した後、養成施設等を卒業した日の属する月の

翌月の初日から起算して1年が経過した日までに免許状を授与され、保育士登録をし、市内の保育所等において保育士等の業務に従事し、かつ、引き続き保育士等の業務に従事した期間が3年に達したときは、貸し付けた修学支援金の返還債務の半額を免除する。

- 3 市長は、第1項に該当する場合を除き、被貸付者が前項の規定により貸し付けた修学支援金の返還債務の半額を免除された後において、死亡、心身の故障その他やむを得ない理由により修学支援金を返還することが困難であると認めるときは、貸し付けた修学支援金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(延滞等)

第11条 修学支援金を返還すべき者が、その返還すべき期日までに返還額の全部又は一部を返還しないときの徴収等の手続については、中津川市税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例（昭和31年中津川市条例第10号）の定めるところによる。

(委任)

第12条 この条例に規定するもののほか修学支援金の貸付けについて必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議第 22 号

中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

中津川市長 青 山 節 児

提 案 説 明

中津川市民病院で診療実績のある診療科の標榜を行い、及び坂下老人保健施設を国民健康保険坂下病院へ移転させるため、この条例を定めようとする。

中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 中津川市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年中津川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総合病院中津川市民病院の項を次のように改める。

総合病院中津川市民病院	中津川市駒場1522番地の1	(1) 内科 (2) 呼吸器内科 (3) 循環器内科 (4) 消化器内科 (5) 血液内科 (6) 内分泌・代謝内科 (7) 腎臓内科 (8) 神経内科 (9) 老年内科 (10) 小児科 (11) 精神科 (12) 外科 (13) 心臓血管外科 (14) 消化器外科 (15) 乳腺・内分泌外科 (16) 肛門外科 (17) 内視鏡外科 (18) 整形外科 (19) 脳神経外科 (20) 形成外科 (21) 皮膚科 (22) 泌尿器科 (23) 産婦人科 (24) 眼科	一般病床360床
-------------	----------------	--	----------

	(25) 耳鼻いんこう科	
	(26) リハビリテーション科	
	(27) 放射線科	
	(28) 病理診断科	
	(29) 救急科	
	(30) 麻酔科	
	(31) 歯科口腔外科	

第2条 中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表国民健康保険坂下病院の項中「149床」を「50床」に改める。

第3条 中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

「

中津川市坂下
722 番地 1

第2条第2項の表国民健康保険坂下病院の項中

を

中津川市上野
561 番地

」

「

中津川市坂下
722 番地 1

に改める。

」

附 則

この条例中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は平成29年8月1日から、第3条の規定は平成30年3月1日から施行する。

議第23号

中津川市医療職員修学資金貸付条例の制定について
中津川市医療職員修学資金貸付条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月27日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

不足する医療職員を計画的に確保するため、この条例を定めようとする。

中津川市医療職員修学資金貸付条例

中津川市看護職員修学資金貸付条例（平成26年中津川市条例第9号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、将来、本市の医療職員として、医療職員の業務（以下「医療業務」という。）に従事しようとする者に対し、医療職員の修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって有能な医療職員の育成及び地域医療の充実に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 看護職員 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する保健師、同法第3条に規定する助産師及び同法第5条に規定する看護師をいう。
- （2） 医療職員 看護職員及び薬剤師法（昭和35年法律第146号）第1条に規定する薬剤師をいう。

（貸付対象者）

第3条 修学資金の貸付対象者は、次の各号に掲げる修学資金の種類に応じ、当該各号に定める者であつて、将来、本市の医療職員として、本市の医療施設である総合病院中津川市民病院又は国民健康保険坂下病院（以下「指定施設」という。）の医療業務に従事しようとするものとする。

- （1） 看護職員修学資金 保健師助産師看護師法第19条第1号及び第2号の規定、第20条第1号及び第2号の規定並びに第21条第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣が指定した学校若しくは都道府県知事が指定した保健師養成所、助産師養成所若しくは看護師養成所に入学しようとする者若しくは在学している者又は看護師の免許を受け、保健師若しくは助産師の免許を受けるために修士課程等に現に在学している者
- （2） 薬剤師修学資金 薬剤師法第15条の規定による試験を受けるために学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）の薬学部の5年生以上に在学している者

(修学資金の貸付け)

第4条 修学資金の貸付金額は、月額10万円以下とする。

2 修学資金を貸し付ける期間は、市長が定める月から医療業務に従事しようとする者が前条に規定する大学、学校、養成所（以下「大学等」という。）を卒業する日の属する月までとする。ただし、修学期間（第7条第2項の規定により、貸付けを停止した期間を除く。）が定められた最短の修学期間を超えるときは、その超えた日の前日の属する月までとする。

3 修学資金の貸付けを受けることができる者の数は、毎年度予算の範囲内で市長が決定する。

4 修学資金は、無利息で貸し付けるものとする。

(連帯保証人)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人2人を立てなければならない。

2 申請者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は、申請者の法定代理人でなければならない。

(貸付けの申込み及び決定)

第6条 申請者は、規則の定めるところにより市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の申込みを受けたときは、必要な事項を審査した後、修学資金の貸付けの適否を決定するものとする。

(貸付け決定の取消し等)

第7条 市長は、修学資金の貸付けを受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

(1) 退学したとき。

(2) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

(3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

(4) 死亡したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は停学の処分を受け

た日の属する月の翌月の分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸し付けられたものとみなす。

(修学資金の返還)

第8条 修学資金の貸付けを受けた者（以下「被貸付者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、規則の定めるところにより、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（前条第2項の規定により修学資金が貸し付けられなかった期間を除く。）に相当する期間内に修学資金を返還しなければならない。この場合において、繰上償還することを妨げない。

- (1) 前条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- (2) 大学等を卒業した日から2年以内に、第2条各号に掲げる職に係る免許（以下「免許」という。）を取得しなかったとき。
- (3) 指定施設において医療業務に従事した後、規則に規定する場合を除くほか、死亡し、又は指定施設において医療業務に従事しなくなったとき（次条第1項第2号に該当するときは除く。）。

2 他の医療施設等への就業を目的に、指定施設への就業を取り止めた者は、前項の規定にかかわらず、速やかに修学資金の全額を返還しなければならない。

(返還の猶予)

第9条 市長は、被貸付者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間に限り、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第7条第1項の規定により、修学資金の貸付けの決定が取り消された後も引き続き当該大学等に在学しているとき。
- (2) 大学等を卒業後、更に他の大学等において修学しているとき。
- (3) 大学院の修士課程において、医療に関する専門知識を修得しようとしているとき。
- (4) 大学院の修士課程を修了後、大学院の博士課程において、医療に関する専門知識を修得しようとしているとき。
- (5) 大学等を卒業後、前条第1項第2号に規定する期間内に免許を取得することが

できなかった者が引き続き免許を取得しようとしているとき。ただし、猶予期間は、2年を限度とする。

(6) 指定施設において医療職員として在職しているとき。

- 2 市長は、被貸付者が災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認めるときは、その理由が継続する期間に限り、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。
- 3 前項の規定に該当し、修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、猶予の決定を受けなければならない。

(返還債務の免除)

第10条 市長は、被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた修学資金の返還債務（履行期間が到来していないものに限る。次項及び第3項において同じ。）の全部を免除する。

(1) 免許を取得した後、遅滞なく指定施設において医療業務に従事し、引き続き医療業務に従事した期間（病気休暇、育児休業、介護休暇等により医療業務に従事できなかった期間を除く。次項において同じ。）が修学資金の貸付けを受けた期間（第7条第2項の規定により、貸付けを停止した期間を除く。次項及び第3項において同じ。）の2分の3に相当する期間に達したとき。

(2) 前号に規定する期間中に、医療業務上の理由により死亡したとき又は医療業務に起因する心身の故障のため医療業務を継続することができなくなったとき。

- 2 市長は、被貸付者が免許を取得した後、遅滞なく指定施設において医療業務に従事し、引き続き医療業務に従事した期間が修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間に達したときは、貸し付けた修学資金の返還債務の半額を免除する。

- 3 市長は、被貸付者が修学資金の貸付けを受けた期間以上医療業務に従事し、死亡、心身の故障その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認めるときは、貸し付けた修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(延滞等)

第11条 修学資金を返還すべき者が、その返還すべき期日までに返還額の全部又は一部を返還しないときの徴収等の手続については、中津川市税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例（昭和31年中津川市条例第10号）の定めるところによる。

(委任)

第12条 この条例に規定するもののほか修学資金の貸付けについて必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の中津川市看護職員修学資金貸付条例の規定により貸し付けられた修学資金については、なお従前の例による。

議第24号

中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について

中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月27日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

中津川市環境基本条例に規定する基本的な考え方と再生可能エネルギー発電事業である太陽光発電事業との調和を図るため、この条例を定めようとする。

中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、中津川市環境基本条例（平成14年中津川市条例第18号）第3条の規定と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、再生可能エネルギー発電設備の適正な整備及び維持管理を図り、もって市内の貴重な森林、農地等の良好な自然環境及び住民が安心して生活できる住環境の保全並びに潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 中津川市の豊かな自然環境、安全安心な生活環境及び特色ある景観は、市民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、市民共通のかけがえない財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、地域住民の意向を踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち太陽光をエネルギー源とするもの（送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (2) 事業 再生可能エネルギー発電設備を設置し、発電を行う事業（木竹の伐採、切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。）をいう。
- (3) 事業者 事業を行う者をいう。
- (4) 事業区域 事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。）をいう。
- (5) 森林 森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林をいう。
- (6) 農地 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地をいう。
- (7) 自治会 その区域に事業区域を含む地方自治法（昭和22年法律第67号）第

260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。

(8) 近隣関係者 事業区域に隣接する土地又は建築物を所有する者をいう。

(9) 土地所有者 再生可能エネルギー発電設備が設置された土地の所有者、占有者又は管理者をいう。

(市の責務)

第4条 市は、第2条に定める基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用を図らなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、中津川市の豊かな自然環境、安全安心な生活環境及び特色ある景観に十分配慮し、自治会の住民及び近隣関係者（以下「自治会等」という。）に対して事業計画について十分説明し、事業区域の周辺の住民との良好な関係を保つよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、第2条に定める基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(適用を受ける事業)

第7条 この条例の規定は、事業区域の土地の実測面積が1,000平方メートルを超える事業に適用する。

2 既に施行している事業の事業区域の近接地において、一体的な事業を施行する場合は、その面積を合算して前項の規定を適用するものとする。

(事業施行前の届出)

第8条 事業者は、事業を施行しようとするときは、当該事業に着手しようとする日の60日前までに、規則に定める事項を市長に届け出て、市長と協議しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出て、市長と協議しなければならない。ただし、変更が規則で定める軽微なものについては、この限りでない。

(自治会等への説明)

第9条 事業者は、事業を施行しようとするときは、前条第1項の規定による届出を行う前に、自治会等に対し、事業内容等に関する説明会を開催するものとする。

2 事業者は、前条第2項の規定による変更の届出を行う前に、自治会等に対し、事業内

容等の変更に関する説明会を開催するものとする。ただし、事業内容等の変更が軽微で市長が説明会の開催を要しないと認めたときは、この限りでない。

3 事業者は、自治会等の理解が得られるように努めるものとする。

(事業の着手等の届出)

第10条 事業者は、事業の着手、完了、中止又は再開をしたときは、速やかに市長に届出なければならない。

(事業の確認)

第11条 市長は、前条の規定による完了の届出があったとき又は必要があると認めるときは、第8条の規定による届出について、立入調査その他の方法により事業が適切に行われているかどうかを確認するものとする。

(事業の廃止等)

第12条 事業者は、事業を廃止しようとするときは、当該事業を廃止する日の1月前までに市長に届け出なければならない。

(報告及び立入調査)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に事業区域に係る土地に立ち入り、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする市の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(指導、助言又は勧告)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第8条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第8条の規定による協議を得ずに事業に着手した者

(3) 第9条の規定による説明会を行わなかった者

(4) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁

をした者

(5) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由がなく従わなかった者

(公表)

第15条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(事業者が所在不明等となった場合における特例)

第16条 事業者が所在不明となった場合又はその組織を解散した場合においては、当該土地所有者が事業者と異なる者である場合に限り、土地所有者を当該太陽光発電設備の所有者とみなして、第12条から前条までの規定を適用する。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に事業を完了している事業者及び事業に着手している事業者は、施行日から60日以内に第8条に規定する届出及び第10条に規定する届出（該当する者に限る。）を行わなければならない。ただし、中津川市太陽光発電設備設置に関する取扱要綱（平成27年12月17日決裁）第5条の規定による届出を行っている者を除く。

3 施行日から60日を経過する日までに事業に着手する事業者は、施行日から60日以内に第8条に規定する届出及び協議、第9条に規定する自治会等への説明並びに第10条に規定する届出（該当する者に限る。）を行わなければならない。ただし、同要綱第5条の規定による届出を行っている者を除く。

4 同要綱による届出は、第8条の規定による届出とみなす。

議第25号

中津川市中小企業・小規模企業振興条例の制定について
中津川市中小企業・小規模企業振興条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月27日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

国及び県の法令制定に伴い、市内の小規模企業をはじめとする中小企業の振興を図るため、この条例を定めようとする。

中津川市中小企業・小規模企業振興条例

中津川市中小企業の振興に関する基本条例（昭和51年中津川市条例第29号）の全部を改正する。

中津川市は、日本のほぼ中央に位置し、古くは東山道、中山道、飛騨街道が整備され、地域を結ぶ経済の拠点であった。明治に入ると名古屋まで鉄道が敷かれると共に、戦後は国道19号の整備、中央自動車道の開通など交通網の進展に伴い、東濃東部を代表する工業都市となった。

現在は電気機械器具、自動車関連などのものづくりが盛んで、県内でも上位の製造品出荷額を誇る工業都市であり、また、夏秋トマトに代表される農産物や飛騨牛の生産などの農業、古くから我が国の代表的な寺院・城郭の建築や伊勢神宮の式年遷宮の用材として用いられる東濃桧の産地として林業、地域の資源を活かすため技術が受け継がれてきた建築業や木工業、御影石を使った石材業も根付いている。あわせて、中山道の馬籠宿、落合宿、中津川宿の三宿により街道文化が栄え、人と文化が交流したことで、栗きんとんに代表される和菓子のまちとして、全国にその名が知られている。こうした独自の産業や高い技術力が根付いた背景には、「人」「物」「文化」が行き交う交通の要衝として発展してきた経緯があり、リニア中央新幹線による新たな発展にも繋がると考えられる。

こうした中津川市の産業を支えている事業所の多くは、小規模企業をはじめとする中小企業である。人口減少や少子高齢化が加速度的に進み、労働力人口や国内需要が減少し、国際的な競争や海外市場の変化が激しくなるなど、中小企業を取り巻く経済や社会の状況は厳しさを増しており、とりわけ規模が小さく経営基盤の弱い小規模企業は厳しい状況にある。中津川市経済の健全な発展、市民生活の安定・向上と定住の促進のためには、このような小規模企業をはじめとする中小企業の存在と役割の重要性に対する認識が市民の間で共有され、中小企業の成長に向けた意欲的な取り組みや小規模企業の持続的な発展に向けた取り組みを関係機関と連携して支援していく必要がある。

ここに、小規模企業者をはじめとする中小企業者の振興について、必要な施策を総合的に推進していくため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業の雇用の創出による誰もが活躍できる場の創出と創造的な事業活動を通じた事業の持続的な発展及び振興についての基本理念を定め、市の責務

及び小規模企業者をはじめとする中小企業者、中小企業団体その他関係者の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定め、地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業団体 商工会、商工会議所その他の中小企業の支援を行う団体であつて、市内に事務所を有するものをいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者であつて、市内に事務所等を有するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫、協同組合その他の金融機関であつて、市内に本店又は支店を有するものをいう。
- (6) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他の教育研究機関をいう。
- (7) 学校 学校教育法第1条に規定する学校（前号に定めるものを除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を旨として行わなければならない。

- (1) 中小企業者の経営の改善及び向上を図るための創意工夫及び自主的な努力が促進されること。この場合において、小規模企業者については、持続的な発展を図るための取組が促進されること。
- (2) 市、小規模企業者をはじめとする中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等、市民その他中小企業の事業活動と関係がある者が相互に連携及び協力して推進されること。
- (3) 市内にある産業基盤、優れた人材、豊かな特産物、自然環境その他の地域資源

を十分に活用して推進されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、小規模企業者をはじめとする中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等、市民その他の関係者と連携して中小企業の振興に関する施策に取り組むものとする。

3 市は、中小企業の実態を把握するとともに、広く小規模企業者をはじめとする中小企業者及び中小企業団体の意見を聴き、国、県及び他の市町村と連携し、中津川市の特性を生かした施策に取り組むものとする。この場合において、施策の効果について中小企業団体等の意見を聴き、必要に応じ見直しを行う。

4 市は、中小企業の振興に関する施策を効果的かつ効率的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

5 市は、地域社会の発展に取り組んでいる小規模企業者をはじめとする中小企業者の受注機会の確保に努めるものとする。

6 市は、特産品の市場の拡大及び振興育成を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(小規模企業者をはじめとする中小企業者の努力)

第5条 小規模企業者をはじめとする中小企業者は、基本理念にのっとり、自主的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

2 小規模企業者をはじめとする中小企業者は、中小企業団体と連携し、事業活動等を通じて豊かで活力ある地域社会の形成に寄与するよう努めるものとする。

3 小規模企業者をはじめとする中小企業者は、相互に連携を図りながら協力することにより、自らの事業の振興に取り組むよう努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第6条 中小企業団体は、中小企業が事業活動を行うための人材の確保及び育成を図るとともに、基本理念にのっとり、中小企業者が経営の改善及び向上を図るために行う取り組みに関して積極的な支援を行うよう努めるものとし、並びに小規模企業者に対してはその立場に立った支援をするよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、基本理念にのっとり、小規模企業者をはじめとする中小企業者が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう円滑な資金融資、経営相談その他の方法により支援するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、基本理念にのっとり、地域の雇用を支え、地域社会の形成及び維持に寄与している中小企業の重要性について理解を深めるとともに、小規模企業者をはじめとする中小企業者に対し、受注機会及び連携して事業を行う機会を創出し、地域貢献活動へ積極的に関与し、並びに中小企業団体と連携して必要な協力を行うよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第9条 大学等は、基本理念にのっとり、小規模企業者をはじめとする中小企業者の事業活動及び地域経済に果たす役割を理解し、広く情報の提供を行うとともに、中小企業の事業活動に有用な人材を育成するよう努めるものとする。

2 大学等は、小規模企業者をはじめとする中小企業者との共同研究、技術の向上を図るための支援、研究成果の移転その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(市民の協力)

第10条 市民は、基本理念にのっとり、小規模企業者をはじめとする中小企業者の事業活動及び地域経済に果たす役割について社会教育、学校教育等を通じ、その重要性に対する認識を深めるとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育の充実)

第11条 学校は、基本理念にのっとり、小規模企業者をはじめとする中小企業者の事業活動及び地域経済に果たす役割について、児童及び生徒の理解を深めるための教育活動を行うよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第12条 市は、小規模企業者をはじめとする中小企業者が新たな商品及びサービスの開発、成長分野への参入等の創造的な事業活動により、女性の活躍促進、ワーク・ライフ・バランスの実現をはじめとする従業員の福祉の増進、障害者の雇用拡大、都市圏からの有為な人材受入れ等の誰もが活躍できる場の創出を通じて、人口減少及び少子

高齢化社会を乗り越え、地方創生を担う重要な存在であることを踏まえ、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 創業、新たな事業の創出等の促進を図ること。
- (2) 成長分野への参入に向けた新商品及び新技術の研究及び開発の促進を図ること。
- (3) 新たな需要及び市場の開拓並びに海外における事業の展開の促進を図ること。
- (4) 経営方法の改善、技術の向上その他経営基盤の強化等の経営革新を図ること。
- (5) 小規模企業者をはじめとする中小企業者、中小企業団体、大学等、金融機関並びに国、県及び市の連携の推進を図ること。
- (6) 地域にある産業基盤その他の地域資源を活用して行う事業環境の整備を図ること。
- (7) 後継者をはじめとする事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。
- (8) 小規模企業者をはじめとする中小企業者への資金供給の円滑化を図ること。
- (9) 事業の承継又は廃止の円滑化を図ること。
- (10) 女性の活躍促進のため働きやすい就労環境整備を図ること。
- (11) 高齢者及び障がい者が働きやすい就労環境整備及び雇用拡大を図ること。
- (12) 安心して子供を産み、及び育てることができる雇用環境の整備を図ること。
- (13) 従業員の福祉の増進を図ること。
- (14) 六次産業化の支援と強化を図ること。
- (15) 地域活動やまちづくりに寄与する団体との連携を推進すること。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議第26号

中津川市キャンプ場等の設置等に関する条例の一部改正について

中津川市キャンプ場等の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月27日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

けやき平緑地利用施設の用途廃止をするため、この条例を定めようとする。

中津川市キャンプ場等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市キャンプ場等の設置等に関する条例（平成17年中津川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「使用者」の前に「前項の規定にかかわらず、」を加え、「別表第3」を「別表第2」に改める。

第12条中「第4条から第7条まで」を「第4条、第5条、第6条第4項及び第5項並びに第7条」に改める。

別表第1 中けやき平緑地利用施設の項を削る。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議第27号

中津川市公園の設置等に関する条例の一部改正について
中津川市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月27日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

本町広場を市が設置する公園として位置付けるため、この条例を定めようとする。

中津川市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市公園の設置等に関する条例（平成17年中津川市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

本町広場	中津川市本町地内
------	----------

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議第28号

中津川市簡易水道事業を中津川市水道事業に統合するための関係条例の整理について

中津川市簡易水道事業を中津川市水道事業に統合するための関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月27日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

中津川市簡易水道事業を中津川市水道事業に統合するため、この条例を定めようとする。

中津川市簡易水道事業を中津川市水道事業に統合するための関係条例の整理に関する条例

(中津川市行政組織条例の一部改正)

第1条 中津川市行政組織条例(平成16年中津川市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第13号中アを削り、イをアとし、ウをイとする。

(中津川市特別会計条例の一部改正)

第2条 中津川市特別会計条例(昭和39年中津川市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

(中津川市積立基金条例の一部改正)

第3条 中津川市積立基金条例(昭和53年中津川市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条の表簡易水道事業財政調整基金の項を削る。

(中津川市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 中津川市水道事業の設置等に関する条例(昭和42年中津川市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「次の区域」を「手賀野、駒場、中津川、苗木、瀬戸、千旦林、茄子川、落合、阿木、飯沼、神坂、山口、馬籠、坂下、上野、川上、加子母、付知町、田瀬、下野、福岡、高山及び蛭川の各一部地域」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「71,400人」を「94,800人」に改め、同条第4項中「35,300立方メートル」を「45,300立方メートル」に改める。

(中津川市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正)

第5条 中津川市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例(平成24年中津川市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第4条第1項第1号中「簡易水道以外の」を削り、同項第2号及び第4号中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第4号」を「同条第4号」に改め、同条第2項を削る。

(中津川市簡易水道事業給水条例の廃止)

第6条 中津川市簡易水道事業給水条例（平成9年中津川市条例第22号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 中津川市簡易水道事業特別会計（以下「旧会計」という。）に属する出納は、平成29年3月31日をもって閉鎖し、決算する。この場合において、歳入歳出差引不足額又は残額が生じた場合は、中津川市水道事業会計がこれを引き継ぐ。

3 旧会計に属する資産及び債権債務並びに出納閉鎖後の歳計剰余金は、中津川市水道事業会計がこれを引き継ぐ。

4 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の中津川市簡易水道事業給水条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、中津川市水道事業給水条例（平成9年中津川市条例第21号）の相当規定によりなされたものとみなす。

議第29号

中津川市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、次の者を
中津川市公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

平成29年2月27日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市坂下	氷室 茂

議第30号

中津川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項
の規定により、次の者を中津川市教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成29年2月27日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市付知町	三尾 和樹

議第31号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

平成29年2月27日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市阿木	三宅 秀雄

議第32号

財産の取得について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

平成29年2月27日提出

中津川市長 青山節児

1 物件の表示

所在地	地目	面積（平方メートル）
中津川市田瀬字上田瀬125番3	学校用地	44,524
中津川市田瀬字上田瀬125番6	学校用地	279
中津川市田瀬字上田瀬125番7	学校用地	425
中津川市田瀬字宮脇1132番7	学校用地	78
合計面積		45,306

2 取得金額 41,420,000円

3 取得の相手方 岐阜県

議第33号

工事の委託に関する協定の変更について
工事の委託に関する協定を次のように変更するものとする。

平成29年2月27日提出

中津川市長 青山節児

中津川市公共下水道中津川市浄化管理センター建設工事の委託に関する協定（平成27年議第68号議決）中「399,000,000円」を「378,440,000円」に変更する。

議第34号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

平成29年2月27日提出

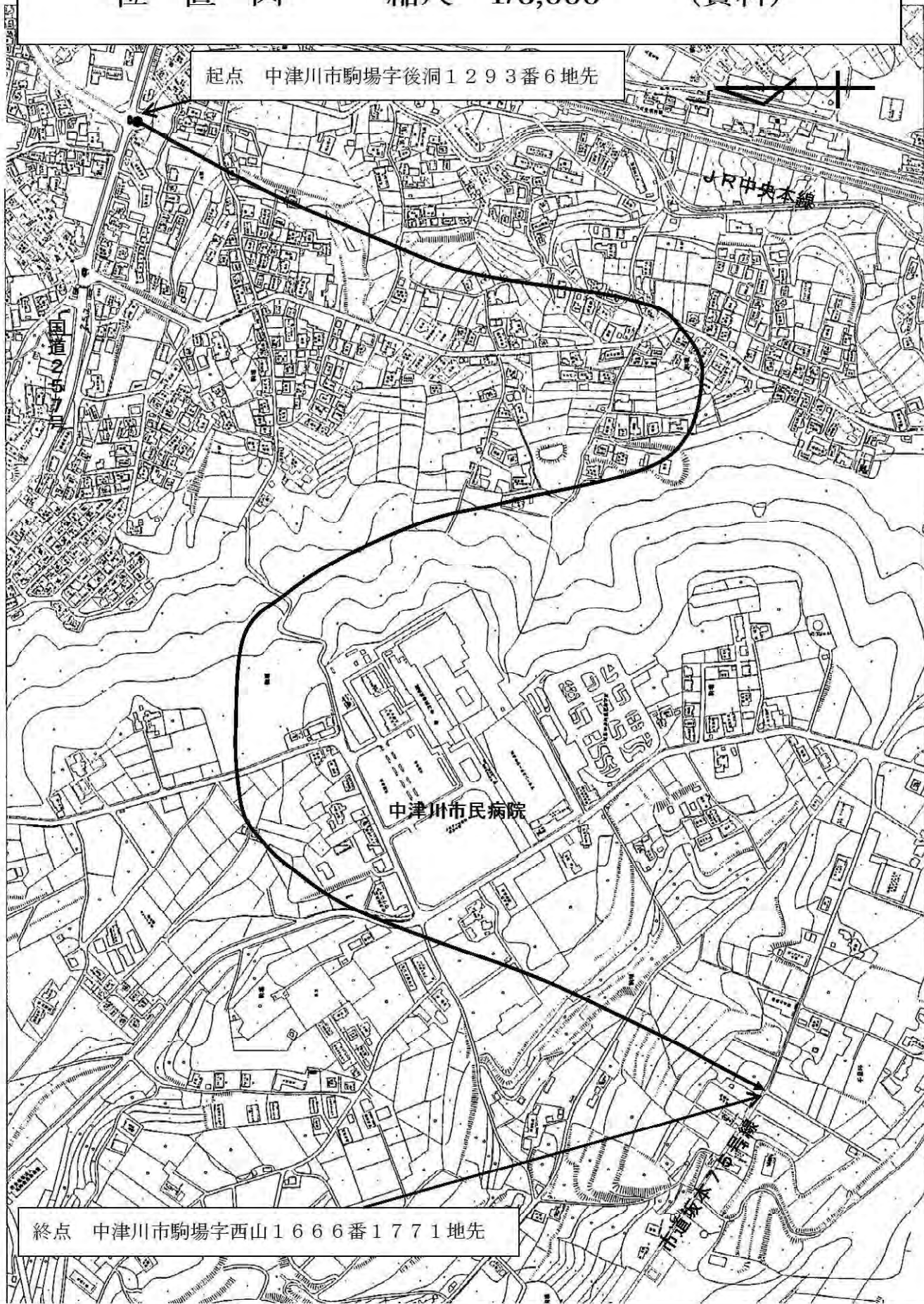
中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	起 点
		終 点
1534	中津534号線	中津川市駒場字後洞1293番6地先
		中津川市駒場字西山1666番1771地先

位置図

縮尺 1/6,000

(資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
1534	中津534号線	2,324.00	11.00~29.00	

議第35号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

平成29年2月27日提出

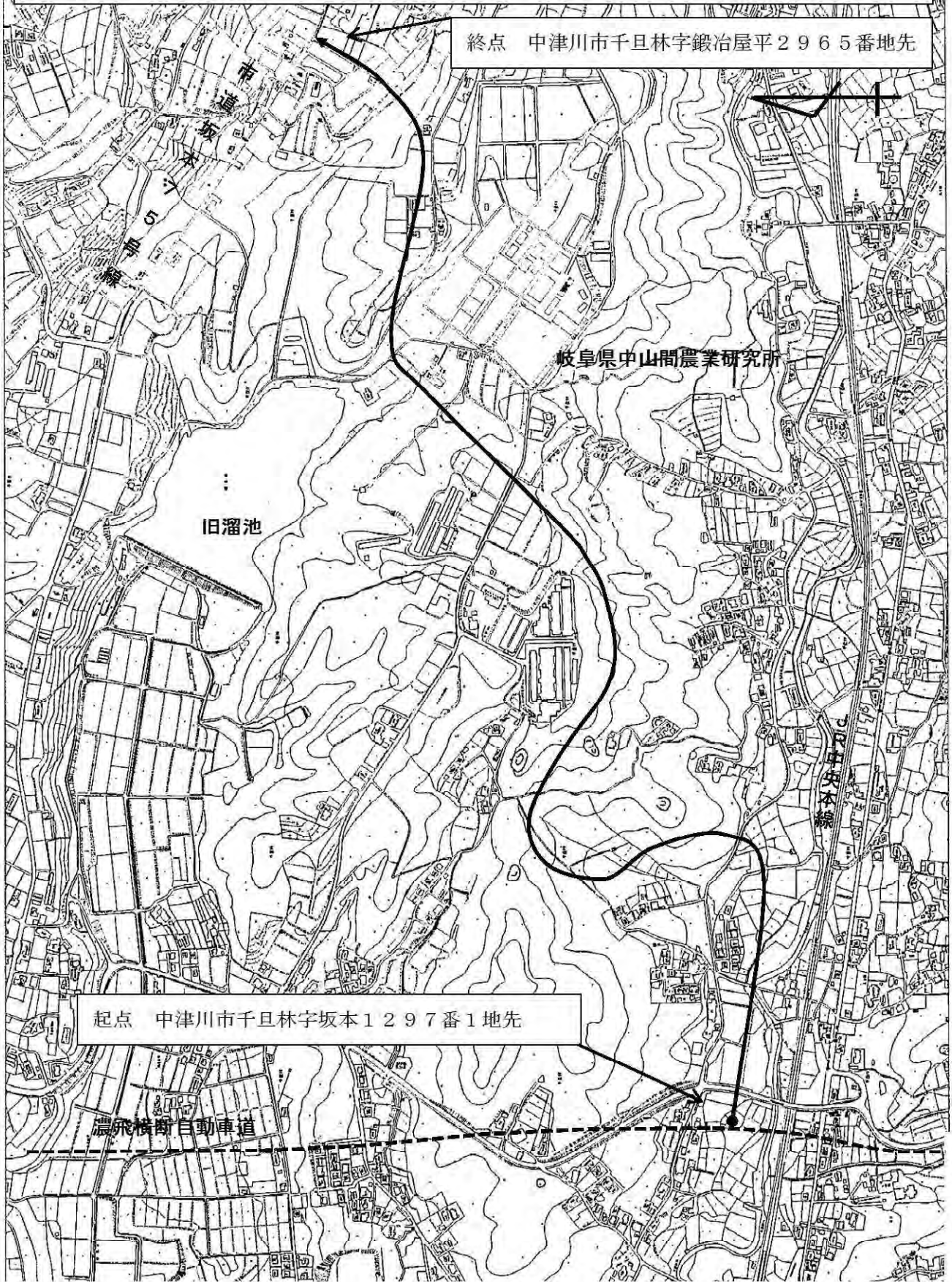
中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	起 点
		終 点
3289	坂本289号線	中津川市千旦林字坂本1297番1地先
		中津川市千旦林字鍛冶屋平2965番地先

位置図

縮尺 1/9,000

(資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
3289	坂本289号線	2,514.00	11.00~14.50	

議第36号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

平成29年2月27日提出

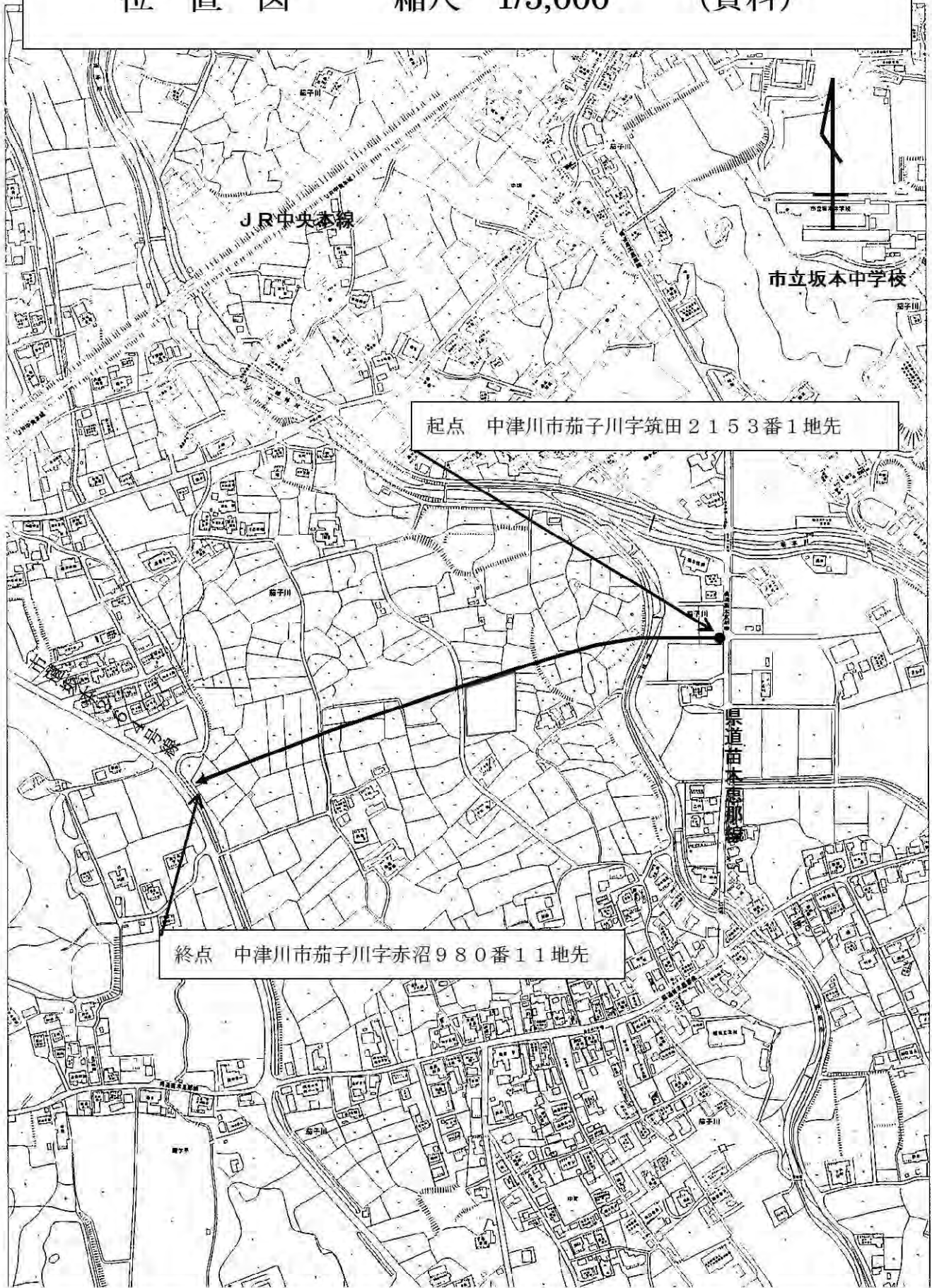
中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	起 点
		終 点
3290	坂本290号線	中津川市茄子川字筑田2153番1地先
		中津川市茄子川字赤沼980番11地先

位置図

縮尺 1/5,000

(資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
3290	坂本290号線	570.00	10.50~18.50	

議第37号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

平成29年2月27日提出

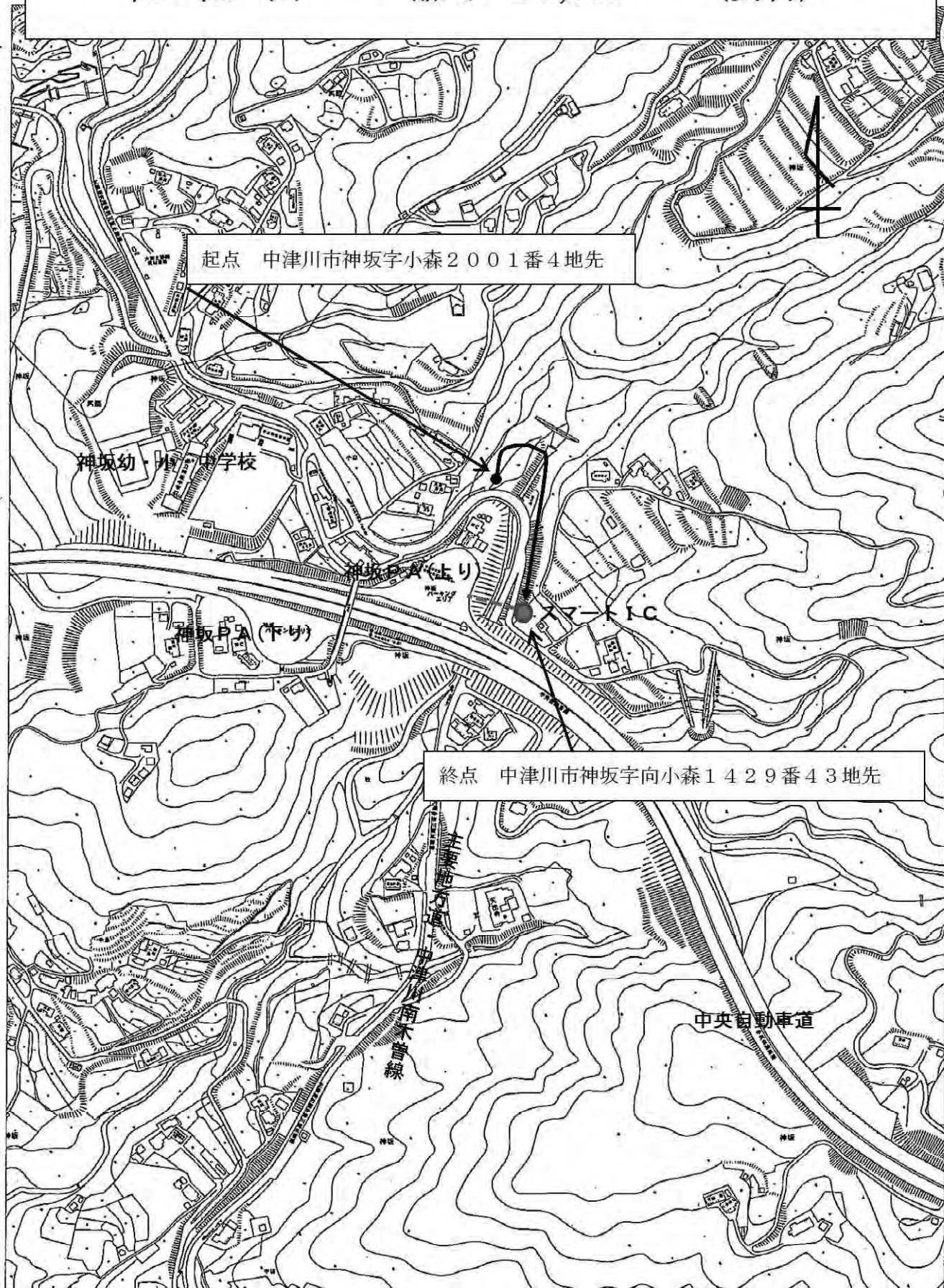
中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	起 点
		終 点
6044	神坂44号線	中津川市神坂字小森2001番4地先
		中津川市神坂字向小森1429番43地先

位置図

縮尺 1/5,000

(資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
6044	神坂44号線	210.00	4.30~17.00	

議第38号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

平成29年2月27日提出

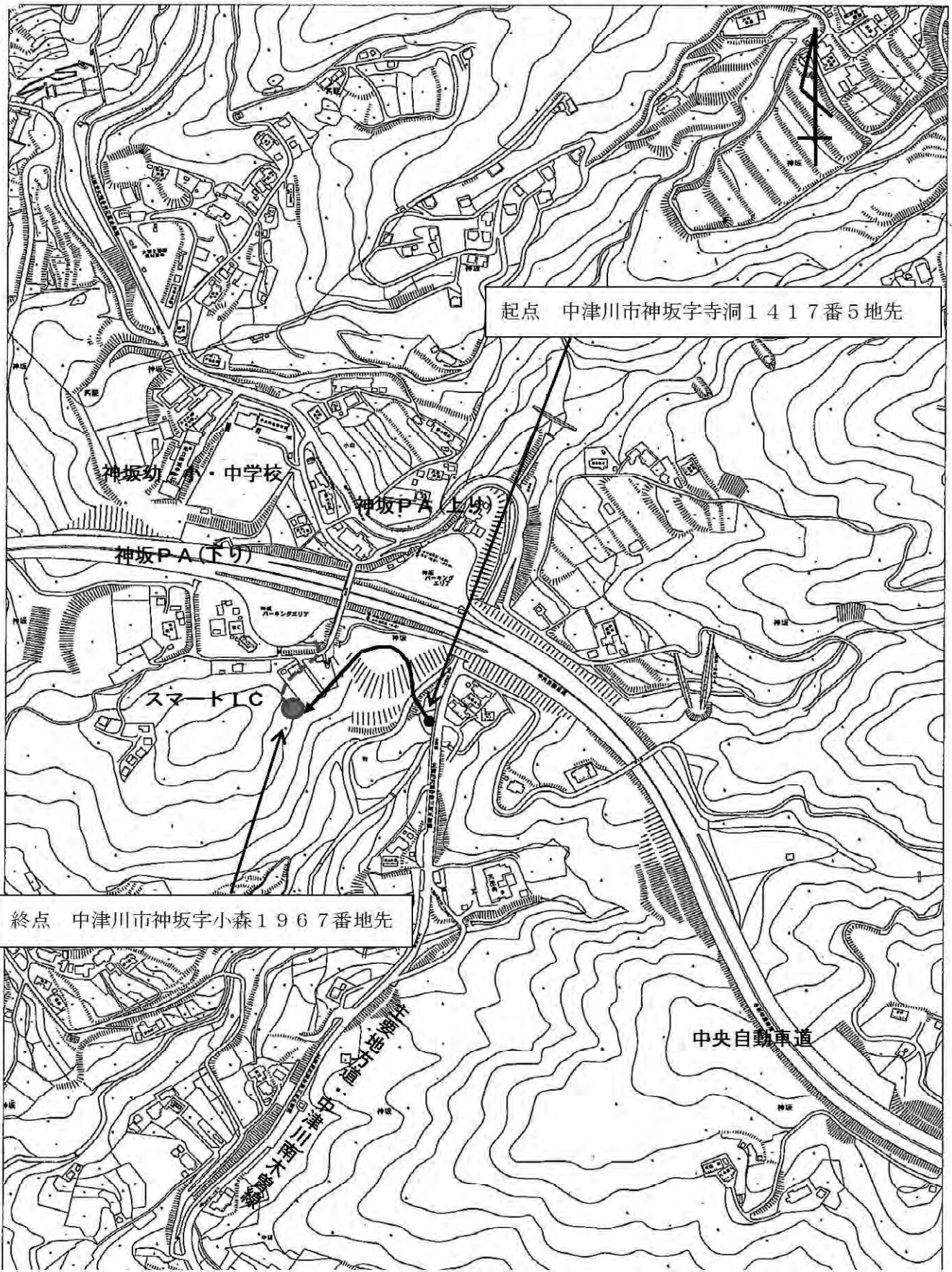
中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	起 点
		終 点
6045	神坂45号線	中津川市神坂字寺洞1417番5地先
		中津川市神坂字小森1967番地先

位置図

縮尺 1/5,000

(資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
6045	神坂45号線	192.00	4.30~30.00	

議第39号

市道路線の変更について

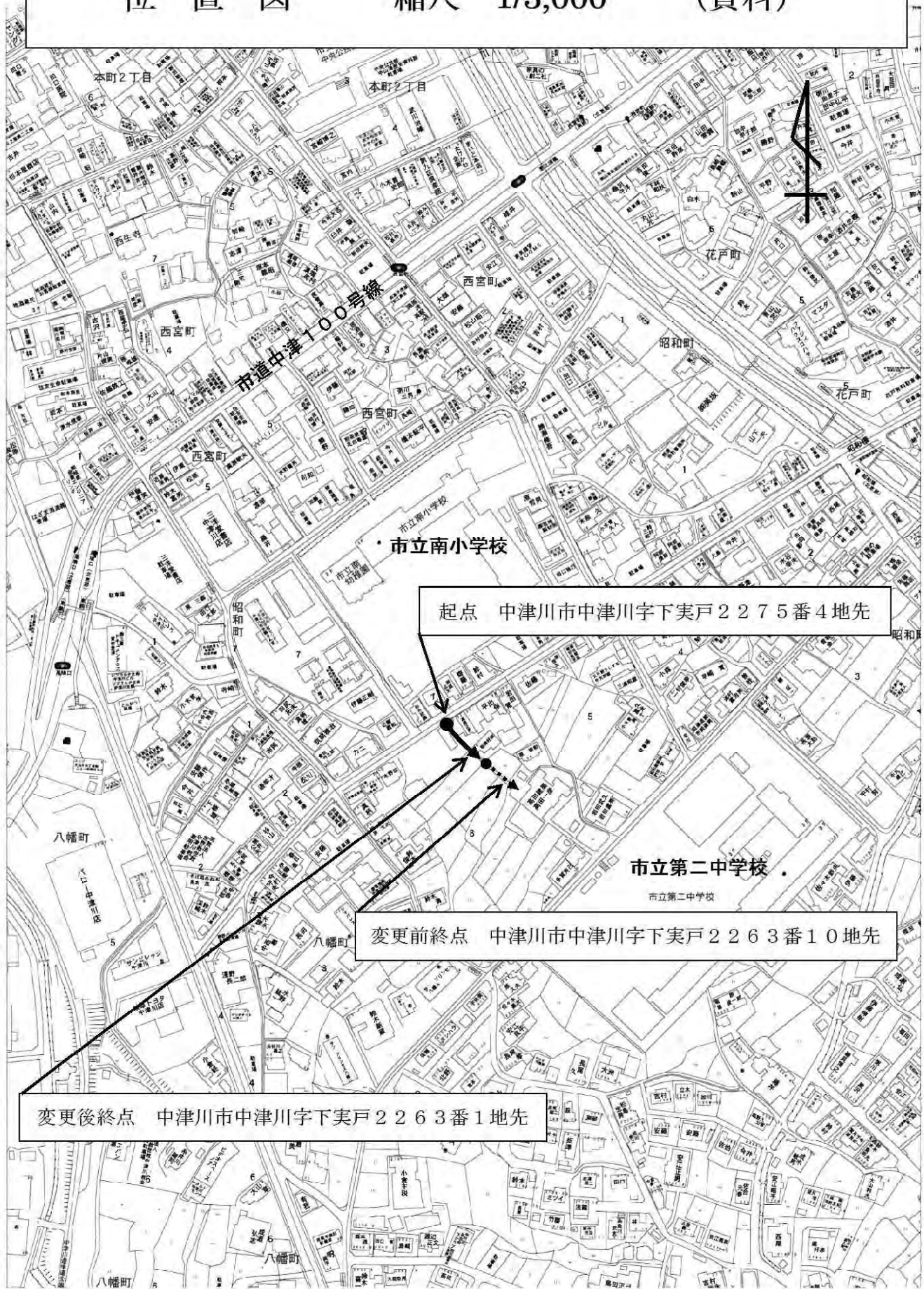
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次の市道路線を変更したいので、議会の議決を求める。

平成29年2月27日提出

中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	前後 の別	起	点
			終	点
1275	中津275号線	前	中津川市中津川字下実戸2275番4地先	
			中津川市中津川字下実戸2263番10地先	
		後	中津川市中津川字下実戸2275番4地先	
			中津川市中津川字下実戸2263番1地先	

位置図 縮尺 1/3,000 (資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)		道路幅員 (m)	凡例
1275	中津275号線	変更前	58.60	1.70~3.00	●——●- - - ->
		変更後	32.60	1.70~3.00	●——>

議第40号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次の市道路線を変更したいので、議会の議決を求める。

平成29年2月27日提出

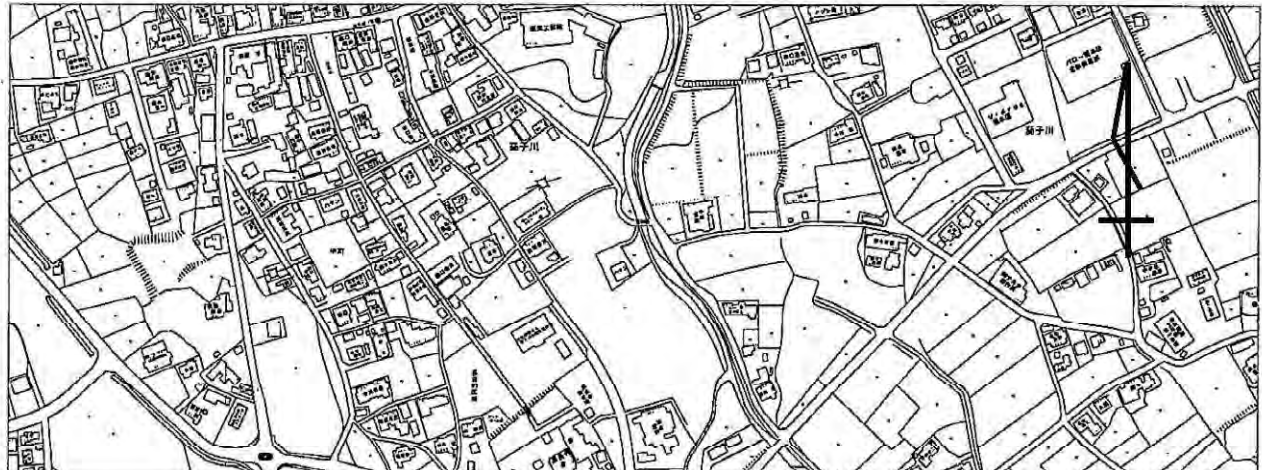
中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	前後 の別	起	点
			終	点
3200	坂本200号線	前	中津川市茄子川字堤下2074番38地先	
			中津川市茄子川字堤下2074番68地先	
		後	中津川市茄子川字堤下2074番38地先	
			中津川市茄子川字堤下2075番1地先	

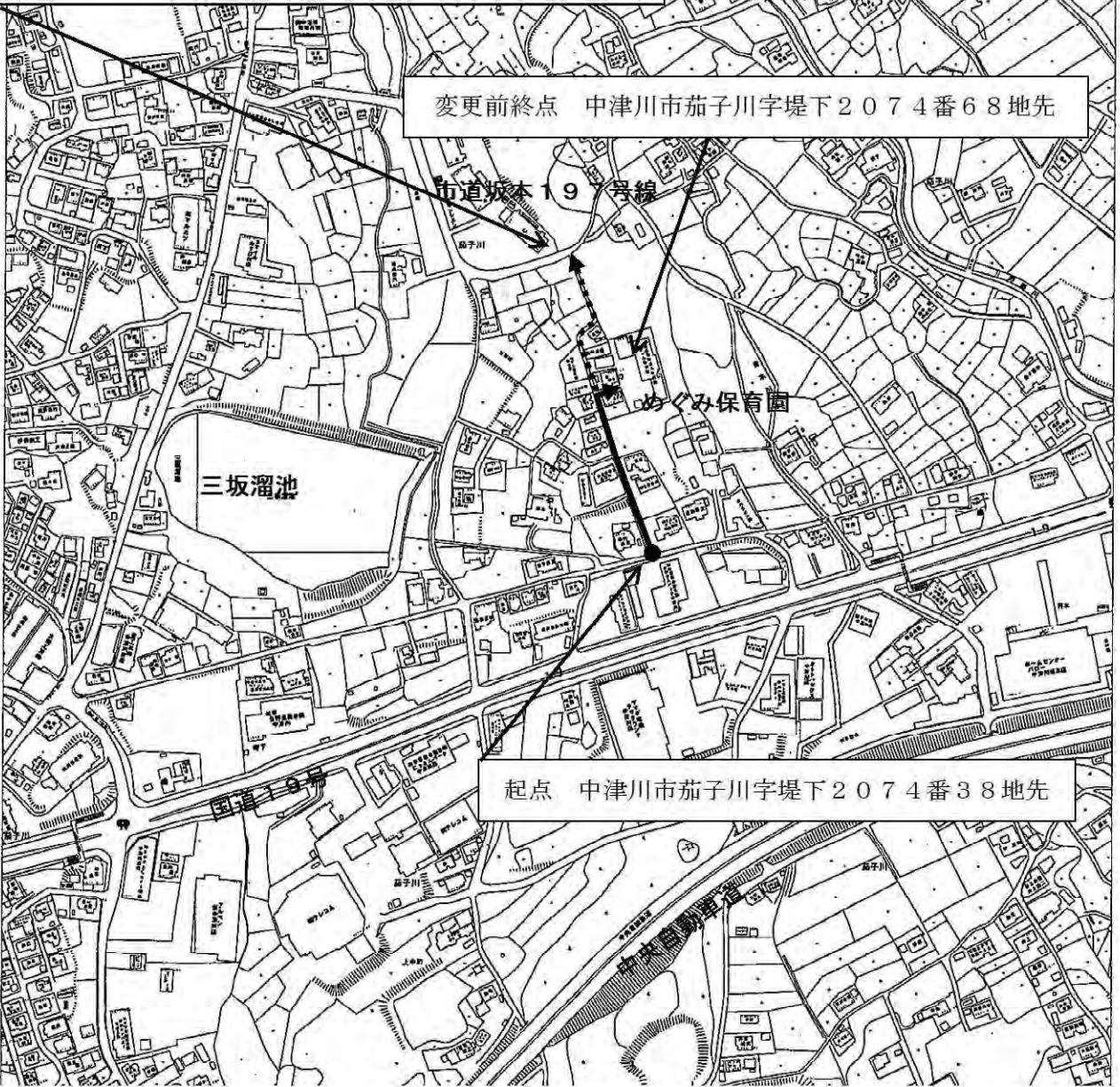
位置図

縮尺 1/5,000

(資料)



変更後終点 中津川市茄子川字堤下2075番1地先



変更前終点 中津川市茄子川字堤下2074番68地先

市道坂本19号線

みどり保育園

三坂溜池

起点 中津川市茄子川字堤下2074番38地先

路線番号	路線名	道路延長 (m)		道路幅員 (m)	凡例
3200	坂本200号線	変更前	160.40	3.80~5.65	
		変更後	277.00	3.80~11.00	

議第41号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次の市道路線を変更したいので、議会の議決を求める。

平成29年2月27日提出

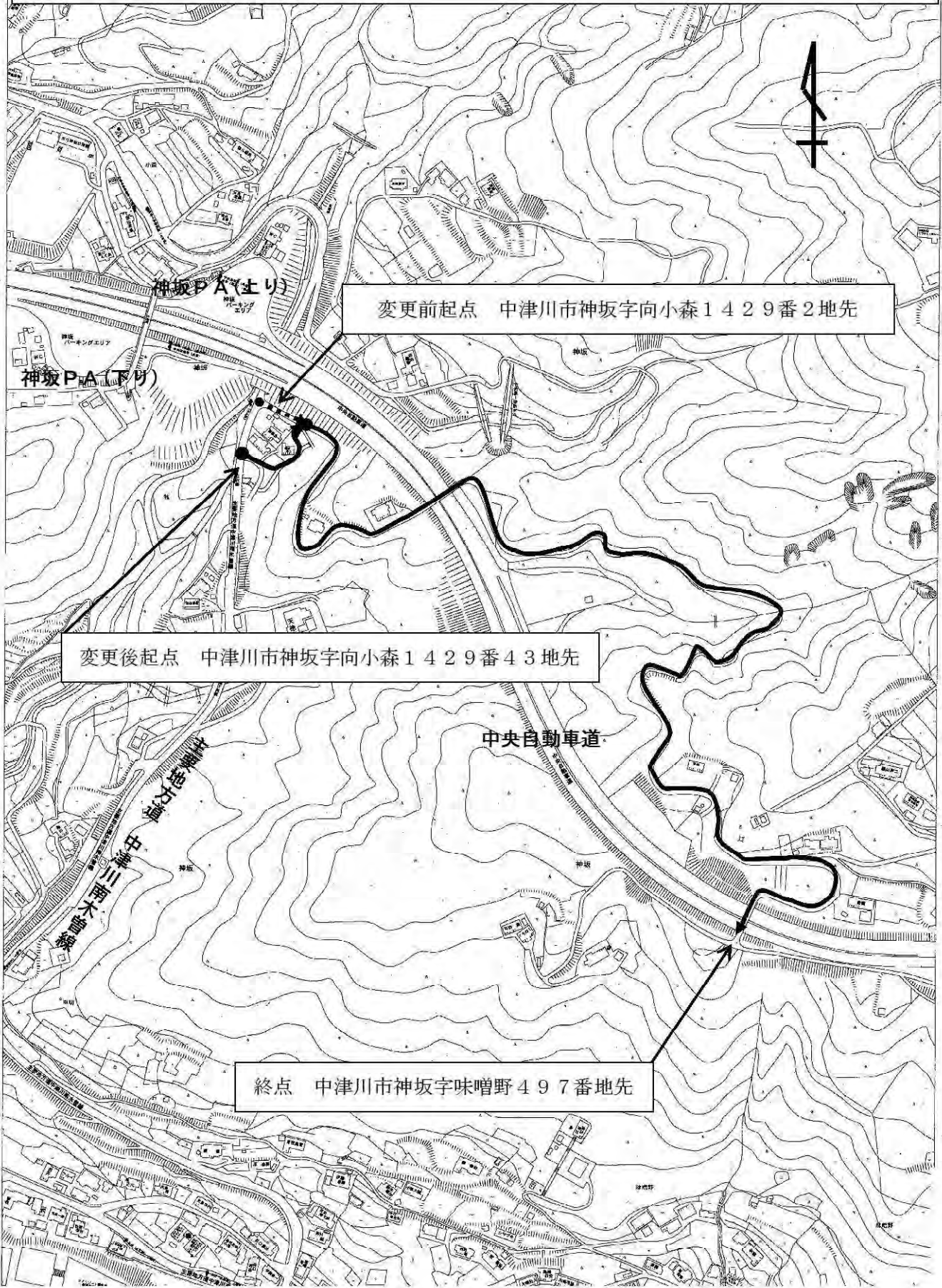
中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	前後 の別	起	点
			終	点
6011	神坂11号線	前	中津川市神坂字向小森1429番2地先	
			中津川市神坂字味噌野497番地先	
		後	中津川市神坂字向小森1429番43地先	
			中津川市神坂字味噌野497番地先	

位置図

縮尺 1/5,000

(資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)		道路幅員 (m)	凡例
6011	神坂11号線	変更前	1,448.30	3.30~11.90	
		変更後	1,548.30	3.60~11.90	

議第42号

市道路線の廃止について

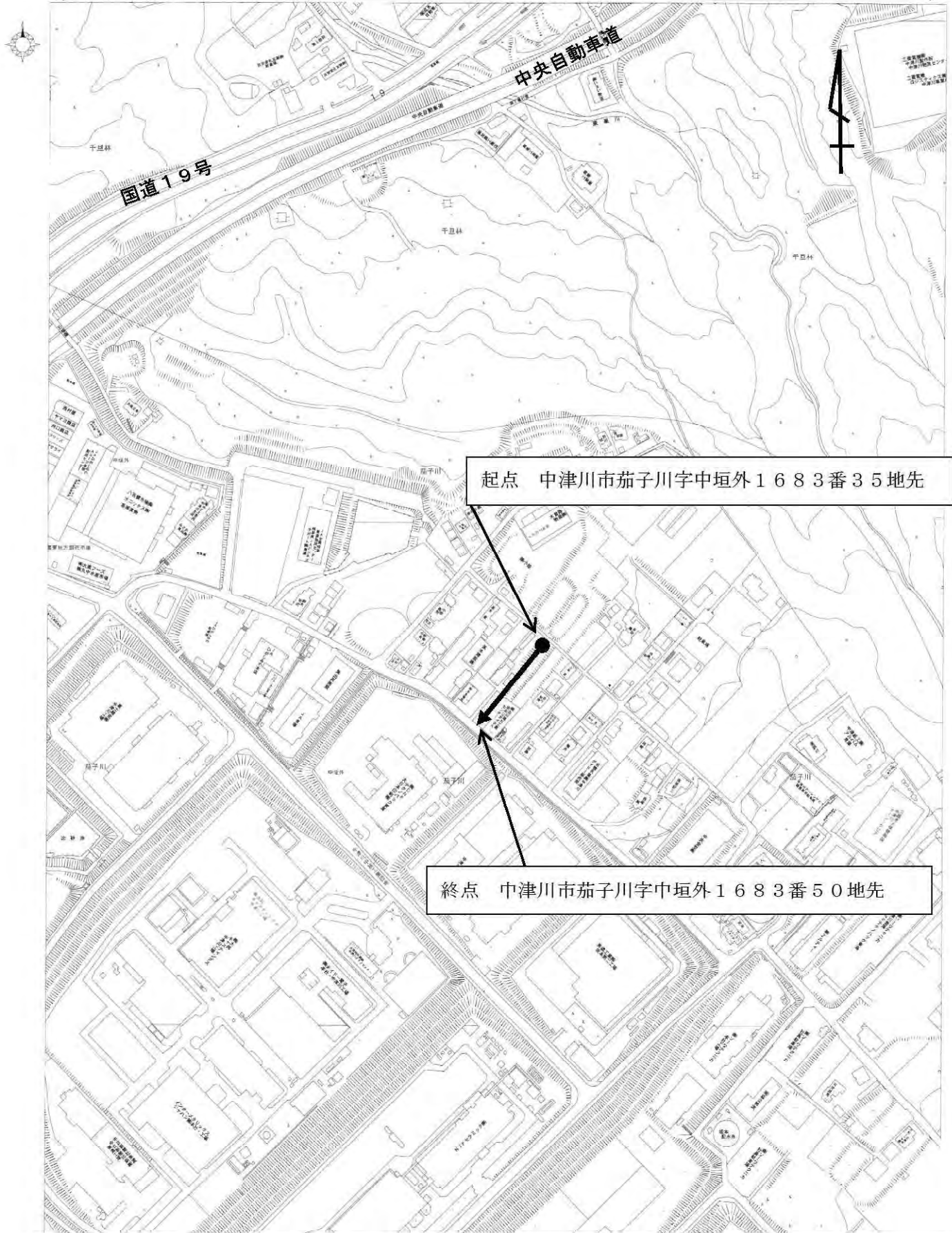
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次の市道路線を廃止したいので、議会の議決を求める。

平成29年2月27日提出

中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	起 点
		終 点
3177	坂本177号線	中津川市茄子川字中垣外1683番35地先
		中津川市茄子川字中垣外1683番50地先

位置図 縮尺 1/5,000 (資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
3177	坂本177号線	109.70	2.10~2.95	

議第43号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成29年2月27日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市山口デイサービスセンター椿苑 中津川市山口2155番地4
指定管理者	中津川市かやの木町2番5号 社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
指定期間	平成29年4月1日から平成31年3月31日まで